

相続財産から控除できる債務とは その①

～債務控除と葬式費用の考え方～

相続税の仕組み

財 産 2億	1.5億
-----------	------

債務 200万	相続税の基礎控除 4,800万
------------	--------------------

相続税の基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 3人

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

①債務

被相続人が亡くなった時に現に存在した債務で、
確実と認められるもの

→ 具体的には、借入金や未払金などを指します
税金については、所得税・住民税と他の税金では
考え方が若干異なります。

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

②葬式費用

被相続人が亡くなった後に行われる通夜・葬儀に関する費用

→ 初七日費用は対象外

お寺に支払うお布施については対象となるものと対象とならないものに分けられる

債務控除の注意点

①名義貸しや実態の無い債務は除かれる

家族間で、貸してはいないのに借用書のみ作った

②連帯保証債務の対応

連帯保証債務は確実な債務と認められないため債務控除の対象外です。

→ 保証人が債務を弁済している状態なら控除OK

END